

平成30年度・31年度地層処分に係る社会的側面に関する研究  
応募要領

平成30年10月  
株式会社三菱総合研究所

## 目次

1	募集の内容	1
1.1	事業の背景・目的	1
1.2	募集の対象	1
1.3	採択の方法	2
1.4	スケジュール	4
2	応募手続き	5
2.1	応募資格者	5
2.2	応募期間	5
2.3	応募書類	5
2.4	応募書類の提出先	6
2.5	応募に当たっての留意事項	7
3	運営委員会での審査及び審査に関する留意点	9
3.1	研究計画の審査	9
3.2	審査に関する留意点	9
4	採択後の流れ	10
4.1	委託契約の締結	10
4.2	研究支援金の支払い	10
4.3	進捗報告	10
4.4	完了報告	10
4.5	実績報告	10
5	支援について	11
5.1	期間	11
5.2	1件あたりの金額	11
5.3	対象となる費用	11
5.4	対象とならない費用	12
6	研究成果の取扱い	13
7	その他	14
7.1	お問い合わせ先	14
7.2	個人情報の取り扱い	14
	別紙 セルフチェックシート	

# 1 募集の内容

## 1.1 事業の背景・目的

原子力発電環境整備機構（以下、「機構」という。）では、昨年7月の国による「科学的特性マップ」の公表を契機として、地層処分について全国の皆様にご理解を深めていただくため、対話型全国説明会等を実施しています。

これまで機構により実施してきた説明会等において、地層処分に関する「技術面・地球科学的な側面」に加え、「社会的な側面」に関するご質問が多く寄せられています。

このような中、機構では社会的側面への関心にお応えするために、「地層処分に係る社会的側面に関する研究支援事業」を実施することとなりました。本事業では、様々な分野から社会的側面に関する研究の募集・支援を行い、その研究成果を研究者とともに情報発信してまいります。また、機構は研究成果を蓄積し、今後の事業活動に活かすことを目的としています。

本研究成果の発信・蓄積により、地層処分の社会的側面の深さや幅広さを明らかにしていくことで、機構はもちろんのこと、社会あるいは地域の方々一人一人が地層処分に関して自らの意見や考えを深め、もって豊かな対話活動の基盤へとつながることを期待しています。

応募いただいた研究計画は、有識者で構成する「平成30年度・31年度地層処分事業に係る社会的側面に関する調査研究支援事業運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）にて審査し、採択先を決定します。

採択された研究については、1研究あたり上限500万円（税抜）として研究支援を行います。なお、総額上限は3,000万円（税抜）となっています。

## 1.2 募集の対象

### （1）対象とする研究スコープ（領域）

地層処分の社会的側面に関する社会からの幅広い関心に応えられるものとするため、次図のような幅広い研究スコープ（領域）を対象とします。

次図は、地層処分に係る社会的側面に関する研究テーマに対して、関連すると思われる研究分野について記載したものです。

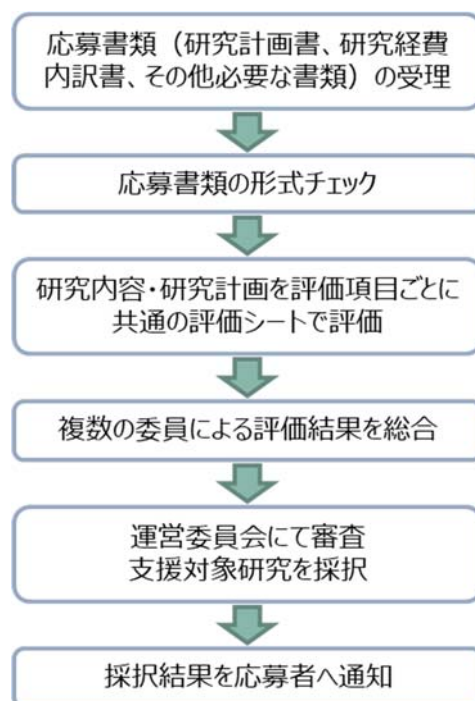
<p>深地層・海底下の権原・補償</p> <p>研究分野 ● 法学</p>	<p>地域の課題の把握</p> <p>研究分野 ● 地域研究 ● 人文地理学 ● 経済学</p>	<p>合意形成プロセスの設計</p> <p>研究分野 ● 環境政策・環境社会システム ● 政治学 ● 社会心理学</p>
<p>合意形成プロセスにおける行政過程、手続き</p> <p>研究分野 ● 法学</p>	<p>交付金のあり方・活用方法</p> <p>研究分野 ● 基礎法学 ● 経済学</p>	<p>リスクコミュニケーション</p> <p>研究分野 ● 社会学 ● 社会心理学 ● 科学社会学・科学技術史</p>
<p>地域特性の経済的把握・地域波及効果等の推計</p> <p>研究分野 ● 経済学</p>	<p>風評被害の発生要因把握、抑制手法</p> <p>研究分野 ● 社会学 ● 社会心理学</p>	<p>SNS・メディアの合意形成への影響</p> <p>研究分野 ● 社会学 ● 社会心理学</p>
<p>将来の人口動態の見極め</p> <p>研究分野 ● 地域研究 ● 人文地理学 ● 経済学</p>	<p>マーケティング</p> <p>研究分野 ● ブランドコミュニケーション ● デザインシンキング</p>	<p>討議、ミニパブリクス等の活用・議論の場づくり</p> <p>研究分野 ● 環境政策・環境社会システム ● 地域研究 ● 社会学</p>
<p>原子力政策、リスクへの意識等</p> <p>研究分野 ● STS・科学社会学・科学技術史 ● 政治学 ● 哲学・倫理学 ● 社会学 ● 社会心理学</p>	<p>科学の役割、事業者、研究者倫理</p> <p>研究分野 ● STS・科学社会学・科学技術史 ● 哲学・倫理学</p>	<p>住民運動、地域コミュニティの様相</p> <p>研究分野 ● 社会学 ● 社会心理学</p>
	<p>世代間倫理</p> <p>研究分野 ● 哲学・倫理学 ● 法学</p>	<p>信頼の形成・役割</p> <p>研究分野 ● 社会学 ● 社会心理学</p>

対象とする研究スコープ（領域）の例

### 1.3 採択の方法

#### (1) 採択プロセス

研究計画の採択は、下図に示すように、ご提出いただく研究計画書及び研究経費内訳書をもとに、運営委員会による審査に基づき決定されます。



## (2) 評価項目

以下の評価項目について複数の運営委員による評価を総合し、運営委員会での審査により採択を決定します。

- ① 研究内容の倫理性
- ② 本事業の目指す研究スコープ（領域）との適合性
- ③ 研究計画の有効性
- ④ 研究計画の実効性
- ⑤ 予算設計の妥当性
- ⑥ 研究遂行能力
- ⑦ 関連実績

## (3) 採択結果の通知

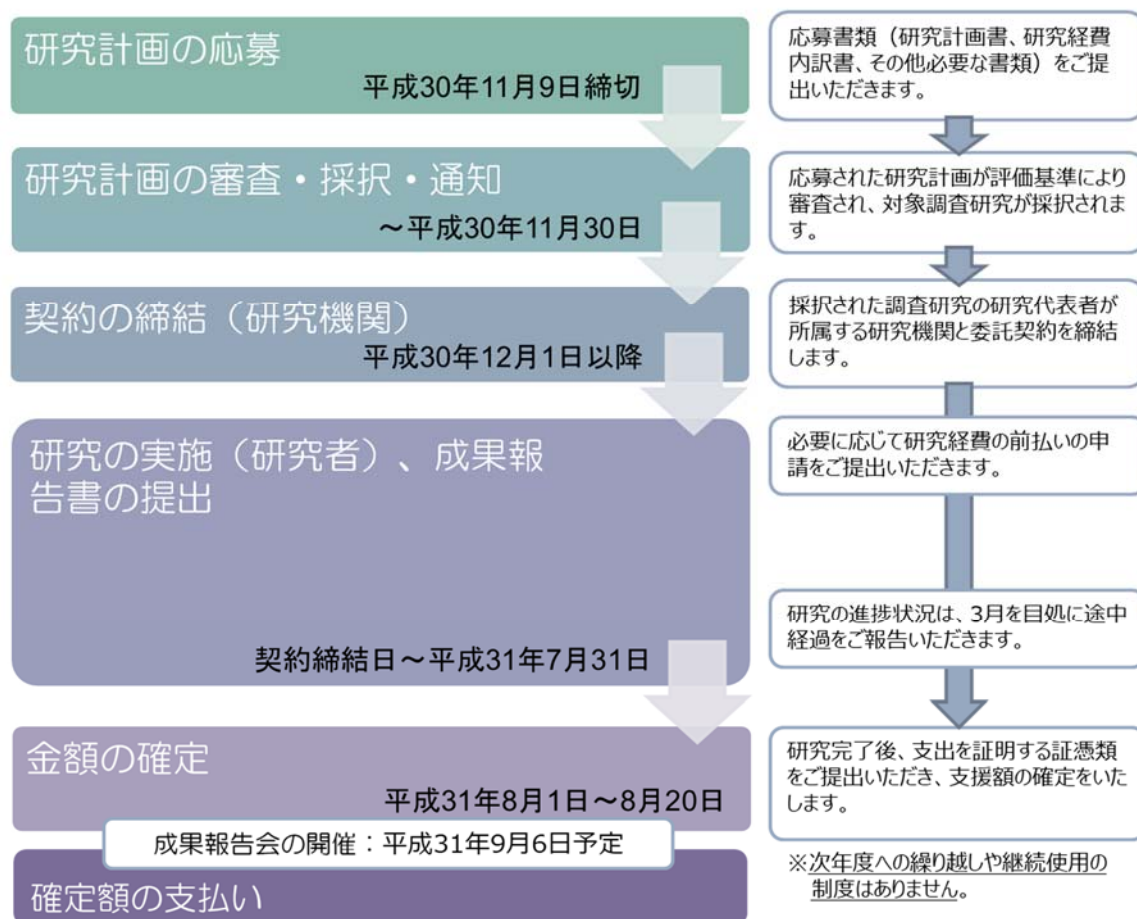
採択結果は、平成30年11月末日までに、研究代表者にご連絡する予定です。

## (4) 採択結果の開示

採択された研究計画については、三菱総合研究所ホームページにて公表します。

## 1.4 スケジュール

全体スケジュールと手続きの流れは以下のとおりです。



## 2 応募手続き

### 2.1 応募資格者

応募いただける研究代表者及び研究分担者については、下記の(1)(2)のすべてに該当する方を対象とします。

(資格要件)

(1) 日本国内の研究機関（※）に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含むものとして、所属する者であること。

※ ア. 国の試験研究機関。

イ. 地方公共団体の附属試験研究機関。

ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関。

エ. 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人。

オ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人。

(2) 大学院生等の学生でないこと。

### 2.2 応募期間

応募開始日：平成 30 年 10 月 1 日（月）

応募締切日：平成 30 年 11 月 9 日（金） 12 時必着

### 2.3 応募書類

i. 以下の書類を添付ファイルとして 1 通のメールにまとめて提出してください。メールのタイトルは、「地層処分に係る社会的側面に関する研究 応募書類」としてください。

- ・ 応募書類表紙（様式 1）
- ・ 研究計画書（様式 2）
- ・ 研究経費内訳書（様式 3）
- ・ 研究倫理に関する誓約書（様式 4）
- ・ その他資料（必要な機関のみ）
  - － 研究機関概要（パンフレット等）
  - － 決算報告書及び収支計算書（直近会計年度）
  - － 定款又は寄附行為
  - － その他補足説明資料

※ 応募書類は、電子ファイルで作成し、日本語で記載すること。応募書類一式を電子

データで1部添付の上、応募用メールアドレスに送付すること。ファイル形式は、原則として、Microsoft Office 2013形式及び2010形式(Word、PowerPoint、Excel)あるいはPDF形式とする。(これに抛りがたい場合は、運営事務局まで申し出ること。)

- ii. 「応募書類表紙」(様式1)、「研究倫理に関する誓約書」(様式4)は、押印したものをPDF等でメール添付ください。原本は採択結果のご連絡までお手元に保管ください。採択後は、経費書類等と併せて保管管理いただくことになります。
- iii. 提出された応募書類は、採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、原子力発電環境整備機構の情報公開規程<sup>(※)</sup>に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。採択されなかった応募書類は、本事業の終了後、責任をもって廃棄・抹消します。  
(※ [https://www.numo.or.jp/about\\_numo/joho\\_koukai\\_seido/tetsuzuki/index.html](https://www.numo.or.jp/about_numo/joho_koukai_seido/tetsuzuki/index.html))
- iv. 採択の結果を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。
- v. 研究計画書に記載する研究内容については、調査研究実施の基本方針となりますので、予算額内で実現を確約できる内容のみ記載してください。なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択の取り消しまたは支援中止となることがあります。
- vi. 審査にあたっては分野の異なる有識者(運営委員会委員)に審査いただく場合があるため、研究計画書の記述内容や研究件名の表記は分かりやすい表現・記述をお願いいたします。

## 2.4 応募書類の提出先

応募書類は電子メールにより以下に提出してください。

株式会社三菱総合研究所

地層処分に係る社会的側面に関する研究支援事業 運営事務局

応募用メールアドレス：[bosyu\\_hlw\\_socio@ml.mri.co.jp](mailto:bosyu_hlw_socio@ml.mri.co.jp)

※ファクシミリ、郵送、宅配便等による提出は受け付けません。書類に不備がある場合は、審査対象となりません。本応募要領等を熟読の上、注意して提出してください。

※本応募に関する個人情報の取り扱いについては、「個人情報のお取り扱いについて」(別



紙)をご一読いただきでご同意の上、ご提出ください。

※締切を過ぎての提出は受け付けません。

## 2.5 応募に当たっての留意事項

### 1) 重複応募の制限

ア 研究代表者として複数の応募をすることはできません

今回実施する平成30年度・31年度地層処分に係る社会的側面に関する研究に、研究代表者として複数の応募をすることはできません。研究代表者として実施する研究計画の提案は、1件のみに絞ってご応募ください。

ただし、研究代表者として応募するもの以外の研究計画に、研究分担者等として参画することは差し支えありません。

イ 既存の研究課題に酷似する研究課題の応募をすることはできません

他の競争的資金等により応募者が実施中の研究課題(平成29年度末をもって終了のものを除き、平成30年度からの実施が決定しているものを含む)と内容が酷似している研究課題は応募することはできません。また、研究代表者・研究分担者は、本募集への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が酷似する研究課題が、他の競争的資金等の支援対象となった場合は、直ちにご連絡ください。

### 2) 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。)又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、本事業への応募を行うことはできません。また、不正使用又は不正受給への関与までは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者に対しても、同様に応募を制限します。

### 3) 研究上の不正行為を行った場合の制限

他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為への関与までは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、本事業への応募を行うことはできません。

#### 4) 連携提案による応募にあたっての留意事項

複数機関が連携して提案する場合は、研究代表者を決め、研究代表者が所属する機関が代表して運営事務局である三菱総合研究所と委託契約を結び、研究分担者には、研究代表者が所属する機関から再委託を行うことを前提とします。

研究代表者はその旨、自らの所属機関及び研究分担者と研究分担者の所属機関の了解を取り、経費の管理や支出の証拠書類の写しの保管等を含め、連携体制が取れることを確認してください。

### 3 運営委員会での審査及び審査に関する留意点

#### 3.1 研究計画の審査

応募者から送付された指定の様式による研究計画書及び研究経費内訳書に基づいて、運営委員会にて、評価方針に従って評価・審査のうえ、研究計画を採択します。採択結果は運営事務局よりご連絡します。

審査方法は、提出いただいた研究計画ごとに、様式不備の有無、応募要件との合致性を確認するとともに、評価方針に定める評価項目について運営委員会が審査を実施します。書面審査のほか、応募者へのヒアリングを実施する場合があります。（その際は、事前に研究代表者にご連絡します。）

#### 3.2 審査に関する留意点

- ・ 応募条件を満たしていない、あるいは研究計画書に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・ 研究計画書だけでは十分な技術的裏付けが得られない場合、技術的根拠となる書類等を追加で提出していただく場合があります。
- ・ 「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、研究課題の不合理な重複および・研究資金の過度の集中を排除するため、研究計画書に記載した他府省を含む他の競争的資金等の応募・受け入れ状況等の事項について、事実と異なる記載をした場合は、当該研究計画の不採択、採択取消し又は減額配分とする場合があります。

([http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1\\_tekiseisikkou.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf))

- ・ 運営委員会の委員は、委員として知り得た情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても正当な理由無く、第三者に漏洩、又は使用しないこととしています。また、運営委員のうち、審査の対象となる研究計画の研究代表者又は研究分担者と利害関係がある委員は、当該研究計画の評価・審査を棄権します。
- ・ 運営委員会の委員、機構あるいは運営事務局関係者等へ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。なお、仮に応募された研究計画の関係者から陳情等があった場合には、陳情者が当該調査研究に参画予定の研究者本人か否かを問わず、その応募調査研究は審査対象から除外することがあります。また、採択に係る通知以前に関係者へ採否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

## 4 採択後の流れ

### 4.1 委託契約の締結

支援を受ける団体は、当社所定の契約書にて委託契約を締結いただきます。なお、契約主体は、研究代表者が所属する研究機関とします。（契約期間は、5.1 に記載の通り支援期間全体を対象とします。）

### 4.2 研究支援金の支払い

支援期間分（委託契約締結日から平成 31 年 7 月まで）の研究経費のうち、支出が適正と認めることができた経費について支出済み分を支払います。

応募時にご提出いただいた研究経費内訳書に基づき、採択とともに研究支援金の上限額を決定しますので、4.1 に記載の委託契約締結後、請求書を提出いただき研究支援金上限額までの支払いを受けることも可能です。その場合は、研究終了後に未支出分を返還いただきます。

### 4.3 進捗報告

口頭発表あるいは書面での中間報告を実施していただきます。中間報告の実施方法の詳細は、採択後にご連絡いたします。

### 4.4 完了報告

平成 31 年 7 月 31 日までに調査研究を完了していただき、直ちに所定の書式にて「完了報告書」及び「成果報告書」、「成果概要」を提出していただきます。

### 4.5 実績報告

平成 31 年 8 月 20 日までに、所定の様式にて「実績報告書」を提出していただきます。実績報告書には、事務処理要領に従い、支出が証明できる書類と支出済み額の内訳が分かる一覧、支出済み額の合計が分かる集計表を添付いただきます。提出いただいた実績報告書に基づき、運営事務局にて研究支援金の最終額を決定し、予め決定した研究支援金上限額及び最終額の低い方の金額をお支払いします。なお、事前に研究支援金上限額での支払いを受けている場合には、研究支援金の最終額の決定の通知から 1 ヶ月以内に未支出分を返還いただきます。

## 5 支援について

### 5.1 期間

研究代表者の所属する機関との委託契約の締結日から平成31年7月31日までとします。支援期間全体を対象とした委託契約を締結します。

### 5.2 1件あたりの金額

1 研究計画あたりの支援金額の上限は 500 万円（税抜）とします。

### 5.3 対象となる費用

人件費（対象とならない人件費については 5.4 参照）

謝金

旅費（交通費・宿泊費等）

消耗品費

印刷製本費

通信運搬費

光熱水料

会議費

その他（諸経費）

外注費

再委託費・共同実施費

一般管理費

なお、上記に関連した留意点は、下記①～③のとおりです。

#### ① 再委託費・共同実施費（第三者への委託）

当該研究の一部を第三者に委託する場合は、「研究計画書」の「研究の実施体制」の欄に研究分担者として具体的な委託内容及び分担が分かるように記載してください。当該個所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、変更申請を提出いただく必要があります。

研究委託をする場合は、実績報告の際に、研究委託の詳細（仕様及び実績等）が分かる資料を提出していただきます。

#### ② 費目の内訳の記載

「消耗品費」等、研究経費内訳書にて内訳を明記してください。

#### ③ 一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、年間予算総額の 10%を上限として計上してください。委託契約時に一般

管理費率の算出根拠を提出いただきますので、一般管理費率の設定は所属機関の管理部門に確認してください。

なお、科研費等における間接経費と一般管理費は異なります。一般管理費の研究現場での使用割合につきましては、所属機関の管理部門に事前にご確認・ご相談のうえで、研究計画を検討してください。

#### 5.4 対象とならない費用

常勤・非常勤を問わず、応募調査研究に関わる研究代表者及び研究分担者の人件費は対象となりません。

また、対象調査研究以外の使用が主と考えられる汎用的な機器・設備・備品の購入費は対象外となります。

経費の管理や実績報告のための書類の作成費、支援期間終了後の対応や成果報告会に参加するための交通費等は対象となりません。

## 6 研究成果の取扱い

### (1) 成果報告書の提出

研究代表者は、研究成果をとりまとめた成果報告書及び成果概要を、紙媒体及び電子媒体(Windows 版のコンパクトディスク(CD-R)等)で完了報告書とともに提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式を PDF 形式とします。

### (2) 成果報告会

研究成果に基づき、成果報告会（平成 31 年 9 月 6 日予定）にて発表していただく予定です。

### (3) 成果の利用

研究成果の知財は研究者及び研究団体に留保されますが、研究成果は以下のように、機構の情報発信のために利用することを研究団体は承諾し、著作者人格権を行使しないこととします。

- ① 本研究により得られた成果については、機構から要請があった場合、原則として、成果の改変を伴わない範囲（※）であれば無条件で、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する情報発信のために利用可能とする。成果の改変を伴う場合は両者が協議の上で高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する情報発信に利用可能とする。要請を受けたにもかかわらず意図的に利用させない、あるいは、合理的な範囲を超える対価を要求する、等により、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する情報発信を妨げる対応をしない。

※文脈を無視し、本来の制作意図とは別の意図であるかのような利用でない等、著作権法上の同一性保持権を侵害しない範囲

- ② 上記を担保するため、仮に成果を第三者に譲渡等することにより自身が利用する権利を失う場合においても、①に記載の条件を譲渡先に引き継ぎ、成果を高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する情報発信に利用できない事態が生じないようにする。①に記載の事項が担保できない事態が発生した場合、採択された研究団体の責任で解決する。
- ③ 一部研究外注先でも上記と同様の契約条文中にて、機構の成果利用を妨げないこととする。

## 7 その他

### 7.1 お問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所 運営事務局

電話 : 03-6705-6081 (担当者: 柳川、白井、吉永、瀧川、品川)

メール : bosyu\_hlw\_socio@ml.mri.co.jp

### 7.2 個人情報の取り扱い

株式会社三菱総合研究所は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、応募者から提供いただいた個人情報を適切に管理します。「個人情報のお取り扱いについて」(別紙)についてご同意の上、ご提供ください。



## セルフチェックシート

応募書類の提出（メール送信）前に以下をご確認ください。

### ■応募書類の確認

- 応募書類表紙（様式1）
- 研究計画書（様式2）
- 研究経費内訳書（様式3）
- 研究倫理に関する誓約書（様式4）

### ■重要事項の確認

- 応募書類表紙（様式1）は、「団体代表者」の捺印（公印）を押印済みのものの写し（PDF等）になっていますか？
- 研究計画書（様式2）の「研究の実施体制」には、研究分担者、研究協力者を含め、調査研究に従事する研究者や研究参加者を全て記載し、全ての従事者に当該研究への従事について確認が取れていますか？
- 研究経費内訳書（様式3）には、研究計画書に記載した調査研究を実施するうえで必要な経費を全て記載していますか？
- 研究計画書（様式2）は、研究経費内訳書（様式3）予算額内で実現を確約できる内容のみを記載していますか？
- 研究倫理に関する誓約書（様式4）の担当者名は、研究代表者が手書きで自署したものの写し（PDF等）になっていますか？
- 本研究支援事業における研究支援金は、調査研究の実施において支払が行なわれた経費を確認し、最終的な支払額を決定すること、及び未支払分は返還していただく必要があることを研究代表者及び所属機関ともに承知していますか？

### ■送信先メールアドレス

bosyu\_hlw\_socio@ml.mri.co.jp

※ 押印書類（様式1、様式4の原本）は採択結果の連絡があるまで、お手元に保管しておいてください。採択後は、経費書類とともに保管いただきます。